諸　税

４０．軽自動車税率表

原付バイク（１２５ｃｃ以下）・二輪車（１２５ｃｃ超）・小型特殊自動車等

軽自動車等の区分		令和7年度
原付バイク	５０ｃｃ以下	2,000円
	５０ｃｃ～９０ｃｃ以下	2,000円
	１２５ｃｃ以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	２５０ｃｃ以下	3,600円
二輪の小型自動車	２５０ｃｃ超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	特殊作業用	5,900円
被けん引車	二輪	3,600円

軽自動車（四輪以上及び三輪）

車　種　区　分			令和７年度		
			旧標準税額	標準税額	重課税額
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
三　輪			3,100円	3,900円	4,600円

※軽自動車（三輪及び四輪以上）は、新車新規登録年月によって上記税額のいずれかが適用。

旧標準税額…H27.3.31以前に新規登録された車両で初めて車両番号の指定を受けた月から13年目までの車両

標準税額…H27.4.1以降に新規登録された車両で初めて車両番号の指定を受けた月から13年目までの車両

重課税額…新規登録から13年を経過した車両（R7年度対象は新規登録初度検査年月がH24.3月までの車両）

軽自動車（四輪以上及び三輪）のグリーン化特例（軽課税額）について

⇒新規登録された年度ごとに、排出ガスや燃費性能の優れた環境負荷の小さな車両に対して適用される。

⇒R7年度はR6.4.1～R7.3.31に新規登録された車両に対して適用される。

区分			標準税額	軽課税額適用後(標準税額からの概ねの軽減率)		
軽減率				７５％軽減	５０％軽減	２５％軽減
軽課税率の対象 （５０％軽減、２５％軽減該当車は ガソリン車、ハイブリット車の 乗用営業用のみ）				電気自動車・ 天然ガス自動車	R2年度燃費基準かつR12年度燃費基準90%達成車	R2年度燃費基準かつR12年度燃費基準70%達成車
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	-	-
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	-	-
		自家用	5,000円	1,300円	-	-
三　輪			3,900円	1,000円	2,000円 （乗用･営業用のみ）	3,000円 （乗用･営業用のみ）

※天然ガス自動車は、H30年排出ガス規制に適合するものまたは、H21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準値より１０％以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。
※ガソリン車、ハイブリット車は、H30排出ガス規制適合するのもまたは、H17排出ガス基準規制に適合し、かつH17排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両に限ります。

４１．軽自動車税課税概要（令和６年度）

種別				賦課期日対象台数	非課税対象台数	差引課税対象台数	税率	税額
			年度	令和６年度				
原動機付自転車	50cc以下			3,686	18	3,668	2,000	7,336,000
原動機付自転車	90cc以下			406	2	404	2,000	808,000
原動機付自転車	125cc以下			1,265	24	1,241	2,400	2,978,400
原動機付自転車	ミニカー			91	0	91	3,700	336,700
原動機付自転車	小計			5,448	44	5,404	—	11,459,100
軽自動車	二輪車（軽二輪・被けん引車）			2,077	4	2,073	3,600	7,462,800
軽自動車	三輪車			0	0	0	—	0
軽自動車	四輪車（旧税率）	乗用	営業用	3	0	3	5,500	16,500
軽自動車	四輪車（旧税率）	乗用	自家用	8,806	14	8,792	7,200	63,302,400
軽自動車	四輪車（旧税率）	貨物	営業用	76	0	76	3,000	228,000
軽自動車	四輪車（旧税率）	貨物	自家用	1,554	12	1,542	4,000	6,168,000
軽自動車	四輪車（旧税率）	小計		10,439	26	10,413	—	69,714,900
軽自動車	四輪車（標準税率）	乗用	営業用	3	0	3	6,900	20,700
軽自動車	四輪車（標準税率）	乗用	自家用	18,460	20	18,440	10,800	199,152,000
軽自動車	四輪車（標準税率）	貨物	営業用	177	0	177	3,800	672,600
軽自動車	四輪車（標準税率）	貨物	自家用	3,947	27	3,920	5,000	19,600,000
軽自動車	四輪車（標準税率）	小計		22,587	47	22,540	—	219,445,300
軽自動車	四輪車（重課）	乗用	営業用	7	0	7	8,200	57,400
軽自動車	四輪車（重課）	乗用	自家用	9,102	10	9,092	12,900	117,286,800
軽自動車	四輪車（重課）	貨物	営業用	109	0	109	4,500	490,500
軽自動車	四輪車（重課）	貨物	自家用	4,192	24	4,168	6,000	25,008,000
軽自動車	四輪車（重課）	小計		13,410	34	13,376	—	142,842,700
軽自動車	四輪車（７５％軽課）	乗用	営業用	0	0	0	1,800	0
軽自動車	四輪車（７５％軽課）	乗用	自家用	49	2	47	2,700	126,900
軽自動車	四輪車（７５％軽課）	貨物	営業用	7	0	7	1,000	7,000
軽自動車	四輪車（７５％軽課）	貨物	自家用	0	0	0	1,300	0
軽自動車	四輪車（７５％軽課）	小計		56	2	54	—	133,900
軽自動車	四輪車（５０％軽課）	乗用	営業用	0	0	0	3,500	0
軽自動車	四輪車（５０％軽課）	乗用	自家用	0	0	0	5,400	0
軽自動車	四輪車（５０％軽課）	貨物	営業用	0	0	0	1,900	0
軽自動車	四輪車（５０％軽課）	貨物	自家用	0	0	0	2,500	0
軽自動車	四輪車（５０％軽課）	小計		0	0	0	—	0
軽自動車	四輪車（２５％軽課）	乗用	営業用	1	0	1	5,200	5,200
軽自動車	四輪車（２５％軽課）	乗用	自家用	0	0	0	8,100	0
軽自動車	四輪車（２５％軽課）	貨物	営業用	0	0	0	2,900	0
軽自動車	四輪車（２５％軽課）	貨物	自家用	0	0	0	3,800	0
軽自動車	四輪車（２５％軽課）	小計		1	0	1	—	5,200
軽自動車	四輪車小計			46,493	109	46,384	—	432,142,000
農耕作業用自動車				3,385	3	3,382	2,400	8,116,800
特殊作業用自動車				405	1	404	5,900	2,383,600
二輪小型自動車				3,038	0	3,038	6,000	18,228,000
合計				60,846	161	60,685	—	479,792,300

４１．軽自動車税課税概要（令和７年度）

種別			区分＼年度	令和7年度 賦課期日対象台数	非課税対象台数	差引課税対象台数	税率	税額
原動機付自転車			50cc 以下	3,612	17	3,595	2,000	7,190,000
原動機付自転車			90cc 以下	414	2	412	2,000	824,000
原動機付自転車			125cc 以下	1,299	24	1,275	2,400	3,060,000
原動機付自転車			ミニカー	92	0	92	3,700	340,400
原動機付自転車			小計	5,417	43	5,374	—	11,414,400
軽自動車	二輪車（軽二輪・被けん引車）			2,116	4	2,112	3,600	7,603,200
軽自動車	三輪車			0	0	0	—	0
軽自動車	四輪車（旧税率）	乗用	営業用	10	0	10	5,500	55,000
軽自動車	四輪車（旧税率）	乗用	自家用	7,080	10	7,070	7,200	50,904,000
軽自動車	四輪車（旧税率）	貨物	営業用	54	0	54	3,000	162,000
軽自動車	四輪車（旧税率）	貨物	自家用	1,199	10	1,189	4,000	4,756,000
軽自動車	四輪車（旧税率）	小計		8,343	20	8,323	—	55,877,000
軽自動車	四輪車（標準税率）	乗用	営業用	9	0	9	6,900	62,100
軽自動車	四輪車（標準税率）	乗用	自家用	20,249	22	20,227	10,800	218,451,600
軽自動車	四輪車（標準税率）	貨物	営業用	203	0	203	3,800	771,400
軽自動車	四輪車（標準税率）	貨物	自家用	4,283	32	4,251	5,000	21,255,000
軽自動車	四輪車（標準税率）	小計		24,744	54	24,690	—	240,540,100
軽自動車	四輪車（重課）	乗用	営業用	30	0	30	8,200	246,000
軽自動車	四輪車（重課）	乗用	自家用	9,455	13	9,442	12,900	121,801,800
軽自動車	四輪車（重課）	貨物	営業用	113	0	113	4,500	508,500
軽自動車	四輪車（重課）	貨物	自家用	4,213	22	4,191	6,000	25,146,000
軽自動車	四輪車（重課）	小計		13,811	35	13,776	—	147,702,300
軽自動車	四輪車（75％軽課）	乗用	営業用	0	0	0	1,800	0
軽自動車	四輪車（75％軽課）	乗用	自家用	27	1	26	2,700	70,200
軽自動車	四輪車（75％軽課）	貨物	営業用	14	0	14	1,000	14,000
軽自動車	四輪車（75％軽課）	貨物	自家用	17	2	15	1,300	19,500
軽自動車	四輪車（75％軽課）	小計		58	3	55	—	103,700
軽自動車	四輪車（50％軽課）	乗用	営業用	0	0	0	3,500	0
軽自動車	四輪車（50％軽課）	乗用	自家用	0	0	0	5,400	0
軽自動車	四輪車（50％軽課）	貨物	営業用	0	0	0	1,900	0
軽自動車	四輪車（50％軽課）	貨物	自家用	0	0	0	2,500	0
軽自動車	四輪車（50％軽課）	小計		0	0	0	—	0
軽自動車	四輪車（25％軽課）	乗用	営業用	0	0	0	5,200	0
軽自動車	四輪車（25％軽課）	乗用	自家用	0	0	0	8,100	0
軽自動車	四輪車（25％軽課）	貨物	営業用	0	0	0	2,900	0
軽自動車	四輪車（25％軽課）	貨物	自家用	0	0	0	3,800	0
軽自動車	四輪車（25％軽課）	小計		0	0	0	—	0
軽自動車	四輪車小計			46,956	112	46,844	—	444,223,100
農耕作業用自動車				3,293	3	3,290	2,400	7,896,000
特殊作業用自動車				390	1	389	5,900	2,295,100
二輪小型自動車				3,095	0	3,095	6,000	18,570,000
合計				61,267	163	61,104	—	492,001,800

４２．令和６年度軽自動車等届出件数調

取　得

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	車種ごとの合計
市ナンバー	原　付 50cc 以 下	62	55	41	74	35	38	33	31	43	35	27	47	521
	原　付 90cc 以 下	9	6	4	6	2	3	5	1	2	4	4	7	53
	原　付 125cc 以 下	28	18	18	17	19	14	19	22	20	23	15	19	232
	ミ ニ カ ー 50cc 以 下	0	1	2	1	3	1	0	3	1	2	1	0	15
	農耕作業用 自 動 車	18	13	9	10	3	11	21	9	6	12	12	21	145
	特殊作業用 自 動 車	3	4	4	0	2	1	3	1	1	1	1	3	24
市ナンバーの合計		120	97	78	108	64	68	81	67	73	77	60	97	990

廃　車

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	車種ごとの合計
市ナンバー	原　付 50cc 以 下	52	54	50	63	40	46	42	39	47	51	41	94	619
	原　付 90cc 以 下	1	1	3	3	3	5	2	2	2	4	9	8	43
	原　付 125cc 以 下	17	11	13	19	12	12	16	11	16	19	18	33	197
	ミ ニ カ ー 50cc 以 下	2	1	1	0	0	2	0	1	1	2	1	4	15
	農耕作業用 自 動 車	8	33	17	15	14	10	43	12	10	16	18	43	239
	特殊作業用 自 動 車	2	3	6	1	2	5	6	1	0	0	4	11	41
市ナンバーの合計		82	103	90	101	71	80	109	66	76	92	91	193	1,154

４３．国民健康保険税調定額の推移

（単位：世帯、円、％）

年度	区分	調定額 当初	調定額 最終	最終調定対前年度比	年間平均世帯数	一世帯当り算定額
平成24年度	全体分	4,902,131,100	4,886,973,840	99.7	33,702	145,005
	医療分	3,545,618,688	3,529,892,067	99.6	－	－
	支援金分	916,277,166	911,623,740	99.5	－	－
	介護分	440,235,246	445,458,033	101.2	－	－
平成25年度	全体分	5,341,594,600	5,300,748,900	98.6	35,373	149,853
	医療分	3,774,221,944	3,741,328,457	98.4	－	－
	支援金分	1,123,247,457	1,113,313,999	98.6	－	－
	介護分	444,125,199	446,106,444	99.6	－	－
平成26年度	全体分	5,186,027,700	5,108,919,600	96.4	25,754	198,374
	医療分	3,671,128,757	3,613,054,391	96.6	－	－
	支援金分	1,092,936,843	1,076,051,813	96.7	－	－
	介護分	421,962,100	419,813,396	94.1	－	－
平成27年度	全体分	4,879,398,700	4,825,616,800	94.5	25,304	190,706
	医療分	3,461,840,128	3,421,016,835	94.7	－	－
	支援金分	1,029,469,073	1,017,966,371	94.6	－	－
	介護分	388,089,499	386,633,594	92.1	－	－
平成28年度	全体分	4,774,744,300	4,652,932,300	96.4	24,641	188,829
	医療分	3,395,011,476	3,308,400,546	96.7	－	－
	支援金分	1,010,083,624	984,786,344	96.7	－	－
	介護分	369,649,200	359,745,410	93.0	－	－
平成29年度	全体分	4,459,458,700	4,432,381,000	95.3	23,831	185,992
	医療分	3,187,078,700	3,164,576,838	95.7	－	－
	支援金分	945,633,200	939,944,046	95.4	－	－
	介護分	326,746,800	327,860,116	91.1	－	－
平成30年度	全体分	3,820,272,000	3,798,957,200	85.7	23,247	163,417
	医療分	2,637,119,286	2,620,571,138	82.8	－	－
	支援金分	877,158,814	872,128,914	92.8	－	－
	介護分	305,993,900	306,257,148	93.4	－	－
令和元年度	全体分	3,649,135,400	3,630,419,500	95.6	22,674	160,114
	医療分	2,524,454,300	2,508,137,817	95.7	－	－
	支援金分	840,330,000	835,992,842	95.9	－	－
	介護分	284,351,100	286,288,841	93.5	－	－
令和２年度	全体分	3,577,162,500	3,557,489,000	98.0	22,594	157,453
	医療分	2,473,134,500	2,456,833,857	98.0	－	－
	支援金分	822,785,000	818,942,318	98.0	－	－
	介護分	281,243,000	281,712,825	98.4	－	－
令和３年度	全体分	3,485,653,400	3,481,062,800	97.9	22,522	154,563
	医療分	2,416,448,782	2,410,942,681	98.1	－	－
	支援金分	804,709,316	804,721,843	98.3	－	－
	介護分	264,495,302	265,398,276	94.2	－	－
令和４年度	全体分	3,407,512,300	3,386,288,600	97.3	21,894	154,667
	医療分	2,365,248,486	2,347,427,893	97.4	－	－
	支援金分	782,384,956	778,222,620	96.7	－	－
	介護分	259,878,858	260,638,087	98.2	－	－
令和５年度	全体分	3,288,895,300	3,267,421,500	96.5	21,301	153,393
	医療分	2,276,402,593	2,260,448,929	96.3	－	－
	支援金分	755,000,960	751,445,116	96.6	－	－
	介護分	257,491,747	255,527,455	98.0	－	－
令和６年度	全体分	3,168,720,200	3,154,104,900	96.5	21,186	148,877
	医療分	2,012,886,502	2,004,005,121	88.7	－	－
	支援金分	858,094,058	854,197,012	113.7	－	－
	介護分	297,739,640	295,902,767	115.8	－	－
令和７年度	全体分	3,256,596,600	－	－	－	－
	医療分	2,066,560,300	－	－	－	－
	支援金分	887,582,900	－	－	－	－
	介護分	302,453,400	－	－	－	－

４４．国民健康保険税率

年度	区分	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 万円	条例23条1項1号の減額（7割） 均等割額 円	条例23条1項1号の減額（7割） 平等割額 円	条例23条1項2号の減額（5割） 均等割額 円	条例23条1項2号の減額（5割） 平等割額 円	条例23条1項3号の減額（2割） 均等割額 円	条例23条1項3号の減額（2割） 平等割額 円	条例23条2項の減額 均等割額 円
平成24年度	医療分	7.0	25.0	23,000	25,000 特定 12,500	50	16,100	17,500 特定 8,750	11,500	12,500 特定 6,250	4,600	5,000 特定 2,500	
	支援金分	2.0	5.0	6,000	5,000 特定 2,500	13	4,200	3,500 特定 1,750	3,000	2,500 特定 1,250	1,200	1,000 特定 500	
	介護分	2.0	2.5	8,000	6,500	10	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
平成25～29年度	医療分	7.5	25.0	27,000	25,000 特定 12,500 特定継続 18,750	51	18,900	17,500 特定 8,750 特定継続 13,125	13,500	12,500 特定 6,250 特定継続 9,375	5,400	5,000 特定 2,500 特定継続 3,750	
	支援金分	2.5	5.0	8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	14	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0	2.5	8,000	6,500	12	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
平成30～令和 2年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	52	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	17	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0		8,000	6,500	16	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和 3年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	58	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	19	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0		8,000	6,500	16	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和 4年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	63	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	13,500 2割 10,800 5割 6,750 7割 4,050
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	19	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	4,250 2割 3,400 5割 2,125 7割 1,275
	介護分	2.0		8,000	6,500	17	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和 5年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	65	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	13,500 2割 10,800 5割 6,750 7割 4,050
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	20	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	4,250 2割 3,400 5割 2,125 7割 1,275
	介護分	2.0		8,000	6,500	17	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和 6年度	医療分	6.1		23,800	19,500 特定 9,750 特定継続 14,625	65	16,660	13,650 特定 6,825 特定継続 10,238	11,900	9,750 特定 4,875 特定継続 7,313	4,760	3,900 特定 1,950 特定継続 2,925	11,900 2割 9,520 5割 5,950 7割 3,570
	支援金分	2.8		10,000	7,500 特定 3,750 特定継続 5,625	22	7,000	5,250 特定 2,625 特定継続 3,938	5,000	3,750 特定 1,875 特定継続 2,813	2,000	1,500 特定 750 特定継続 1,125	5,000 2割 4,000 5割 2,500 7割 1,500
	介護分	2.4		9,500	7,500	17	6,650	5,250	4,750	3,750	1,900	1,500	
令和 7年度	医療分	6.1		23,800	19,500 特定 9,750 特定継続 14,625	65	16,660	13,650 特定 6,825 特定継続 10,238	11,900	9,750 特定 4,875 特定継続 7,313	4,760	3,900 特定 1,950 特定継続 2,925	11,900 2割 9,520 5割 5,950 7割 3,570
	支援金分	2.8		10,000	7,500 特定 3,750 特定継続 5,625	24	7,000	5,250 特定 2,625 特定継続 3,938	5,000	3,750 特定 1,875 特定継続 2,813	2,000	1,500 特定 750 特定継続 1,125	5,000 2割 4,000 5割 2,500 7割 1,500
	介護分	2.4		9,500	7,500	17	6,650	5,250	4,750	3,750	1,900	1,500	

４５. 令和７年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆全体分◆（単位：世帯、人、円）

			全被保		一般	
世帯数			22,060		22,060	（内混合0）
被保数			32,369		32,369	
課税総所得			23,580,342,078		23,580,342,078	
資産税額						
	所得割		2,332,816,410	12,501 世帯	2,332,816,410	12,501 世帯
	資産割			世帯		世帯
	均等割		1,194,031,200		1,194,031,200	
	平等割		638,799,750		638,799,750	
算出額計			4,165,647,360		4,165,647,360	
	限度超過		305,167,586	472 世帯	305,167,586	472 世帯
	条例23条の減額	均等割 ７割	176,644,790	6,799 人	176,644,790	6,799 人
	条例23条の減額	均等割 ５割	84,872,850	4,689 人	84,872,850	4,689 人
	条例23条の減額	均等割 ２割	29,512,160	4,106 人	29,512,160	4,106 人
	条例23条の減額	均等割 子ども	8,639,280	666 人	8,639,280	666 人
	条例23条の減額	均等割 計	299,669,080	16,260 人	299,669,080	16,260 人
	条例23条の減額	平等割 ７割	112,265,540	5,489 世帯	112,265,540	5,489 世帯
	条例23条の減額	平等割 ５割	38,289,812	2,796 世帯	38,289,812	2,796 世帯
	条例23条の減額	平等割 ２割	13,032,750	2,415 世帯	13,032,750	2,415 世帯
	条例23条の減額	平等割 計	163,588,102	10,700 世帯	163,588,102	10,700 世帯
	条例23条の減額	７割小計	288,910,330		288,910,330	
	条例23条の減額	５割小計	123,162,662		123,162,662	
	条例23条の減額	２割小計	42,544,910		42,544,910	
	条例23条の減額	子ども小計	8,639,280		8,639,280	
	条例23条の減額	計	463,257,182		463,257,182	
	月割減額		160,133,991		160,133,991	
	減免		3,005,439		3,005,439	
	端数処理		2,271,262		2,271,262	
減額等小計			933,835,460		933,835,460	
その他処理			0		0	
賦課額			3,231,811,900		3,231,811,900	

４６. 令和７年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆医療分◆（単位・世帯、人、円）

				全被保			一般		
世帯数				22,060			22,060	（内混合0）	
被保数				32,369			32,369		
課税総所得				23,580,342,078			23,580,342,078		
資産税額									
	所得割			1,438,394,473	12,501	世帯	1,438,394,473	12,501	世帯
	資産割					世帯			世帯
	均等割			770,382,200			770,382,200		
	平等割			411,874,125			411,874,125		
算出額計				2,620,650,798			2,620,650,798		
	限度超過			166,057,840	255	世帯	166,057,840	255	世帯
	条例23条の減額	均等割	７割	113,271,340	6,799	人	113,271,340	6,799	人
			５割	55,799,100	4,689	人	55,799,100	4,689	人
			２割	19,544,560	4,106	人	19,544,560	4,106	人
			子ども	6,083,280	666	人	6,083,280	666	人
			計	194,698,280	16,260	人	194,698,280	16,260	人
		平等割	７割	72,757,945	5,489	世帯	72,757,945	5,489	世帯
			５割	24,945,406	2,796	世帯	24,945,406	2,796	世帯
			２割	8,575,125	2,415	世帯	8,575,125	2,415	世帯
			計	106,278,476	10,700	世帯	106,278,476	10,700	世帯
		７割小計		186,029,285			186,029,285		
		５割小計		80,744,506			80,744,506		
		２割小計		28,119,685			28,119,685		
		子ども小計		6,083,280			6,083,280		
		計		300,976,756			300,976,756		
	月割減額			99,948,069			99,948,069		
	減免			2,126,037			2,126,037		
	端数処理			1,103,396			1,103,396		
減額等小計				570,212,098			570,212,098		
その他処理				0			0		
賦課額				2,050,438,700			2,050,438,700		

４７．令和７年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆介護分◆（単位：世帯、人、円）

				全被保		一般	
世帯数				9,135		9,135	（内混合0）
被保数				10,522		10,522	
課税総所得				9,757,527,948		9,757,527,948	
資産税額							
	所得割			234,178,732	4,359 世帯	234,178,732	4,359 世帯
	資産割				世帯		世帯
	均等割			99,959,000		99,959,000	
	平等割			68,512,500		68,512,500	
算出額計				402,650,232		402,650,232	
	限度超過			45,585,084	280 世帯	45,585,084	280 世帯
	条例23条の減額	均等割	７割	15,780,450	2,373 人	15,780,450	2,373 人
			５割	5,628,750	1,185 人	5,628,750	1,185 人
			２割	1,755,600	924 人	1,755,600	924 人
			計	23,164,800	4,482 人	23,164,800	4,482 人
		平等割	７割	11,523,750	2,195 世帯	11,523,750	2,195 世帯
			５割	3,750,000	1,000 世帯	3,750,000	1,000 世帯
			２割	1,159,500	773 世帯	1,159,500	773 世帯
			計	16,433,250	3,968 世帯	16,433,250	3,968 世帯
		７割小計		27,304,200		27,304,200	
		５割小計		9,378,750		9,378,750	
		２割小計		2,915,100		2,915,100	
		計		39,598,050		39,598,050	
	月割減額			16,954,961		16,954,961	
	減　免			0		0	
	端数処理			236,237		236,237	
減額等小計				102,374,332		102,374,332	
その他減額処理				0		0	
賦課額				300,275,900		300,275,900	

４８. 令和７年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆後期支援分◆（単位：世帯、人、円）

	全被保		一般	
世帯数	22,060		22,060	（内混合0）
被保数	32,369		32,369	
課税総所得	23,580,342,078		23,580,342,078	
資産税額				
所得割	660,243,205	12,501 世帯	660,243,205	12,501 世帯
資産割		世帯		世帯
均等割	323,690,000		323,690,000	
平等割	158,413,125		158,413,125	
算出額計	1,142,346,330		1,142,346,330	
限度超過	93,524,662	391 世帯	93,524,662	391 世帯
条例23条の減額 均等割 ７割	47,593,000	6,799 人	47,593,000	6,799 人
条例23条の減額 均等割 ５割	23,445,000	4,689 人	23,445,000	4,689 人
条例23条の減額 均等割 ２割	8,212,000	4,106 人	8,212,000	4,106 人
条例23条の減額 均等割 子ども	2,556,000	666 人	2,556,000	666 人
条例23条の減額 均等割 計	81,806,000	16,260 人	81,806,000	16,260 人
条例23条の減額 平等割 ７割	27,983,845	5,489 世帯	27,983,845	5,489 世帯
条例23条の減額 平等割 ５割	9,594,406	2,796 世帯	9,594,406	2,796 世帯
条例23条の減額 平等割 ２割	3,298,125	2,415 世帯	3,298,125	2,415 世帯
条例23条の減額 平等割 計	40,876,376	10,700 世帯	40,876,376	10,700 世帯
条例23条の減額 ７割小計	75,576,845		75,576,845	
条例23条の減額 ５割小計	33,039,406		33,039,406	
条例23条の減額 ２割小計	11,510,125		11,510,125	
条例23条の減額 子ども小計	2,556,000		2,556,000	
条例23条の減額 計	122,682,376		122,682,376	
月割減額	43,230,961		43,230,961	
減免	879,402		879,402	
端数処理	931,629		931,629	
減額等小計	261,249,030		261,249,030	
その他減額処理	0		0	
賦課額	881,097,300		881,097,300	

４９．介護保険料

①所得段階別保険料

令和6～8年度				令和3～5年度		
所得段階	標準割合	保険料 円	対　象　者	所得段階	標準割合	保険料 円
第1段階	基準額×0.28	18,300	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方 （令和6年度は80万円以下の方）	第1段階	基準額×0.28	19,200
第2段階	基準額×0.4	26,200	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の方 （令和6年度は80万円を超え120万円以下の方）	第2段階	基準額×0.4	27,500
第3段階	基準額×0.7	45,800	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	第3段階	基準額×0.7	48,100
第4段階	基準額×0.85	55,600	・本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方（令和6年度は80万円以下の方）	第4段階	基準額×0.85	58,400
第5段階	基準額×1.0	65,500	・本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える方（令和6年度は80万円を超える方）	第5段階	基準額×1.0	68,800
第6段階	基準額×1.2	78,600	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	基準額×1.2	82,500
第7段階	基準額×1.3	85,100	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	基準額×1.3	89,400
第8段階	基準額×1.55	101,500	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	基準額×1.55	106,600
第9段階	基準額×1.85	121,100	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	第9段階	基準額×1.85	127,200
第10段階	基準額×2.05	134,200	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が430万円以上540万円未満の方	第10段階	基準額×2.05	141,000
第11段階	基準額×2.25	147,300	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が540万円以上650万円未満の方	第11段階	基準額×2.25	154,800
第12段階	基準額×2.4	157,200	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が650万円以上760万円未満の方	第12段階	基準額×2.4	165,100
第13段階	基準額×2.6	170,300	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が760万円以上870万円未満の方	第13段階	基準額×2.6	178,800
第14段階	基準額×2.7	176,800	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が870万円以上1,000万円未満の方	第14段階	基準額×2.7	185,700
第15段階	基準額×2.8	183,400	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の方	第15段階	基準額×2.8	192,600
基準額：年額65,500円（月額5,463円）				基準額：年額68,800円（月額5,741円）		

＊上記の所得段階別保険料の表における「合計所得金額」は、年金、給与、不動産、配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いたもの（土地や建物に係る譲渡所得は特別控除後の金額）のすべてを合算したもので、基礎控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。

ただし、1～5段階の方の「合計所得」は、上記の「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を控除した後の金額とします。

＊令和6～8年度の介護保険料所得段階の判定に用いる所得金額等は、税制改正による影響を生じさせないため、次のとおり計算しています。

①1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がある場合　→　給与所得に所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除します。

②1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がない場合　→　給与所得の金額から10万円を控除します。

控除後の額がマイナスの時は、いずれも合計所得金額を０円とします。

＊令和3～5年度の介護保険料所得段階の判定に用いる所得金額等は、税制改正による影響を生じさせないため、次のとおり計算しています。

①1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がある場合　→　給与所得に所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除します。

②1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がない場合　→　給与所得の金額から10万円を控除します。

③6～15段階の方で給与所得又は公的年金等の雑所得がある場合　→　当該所得の合計額から10万円を控除します。

控除後の額がマイナスの時は、いずれも合計所得金額を０円とします。

４９．介護保険料

②令和７年度賦課状況（当初）

所得段階	被保険者数				
	特別徴収	普通徴収	併　徴 (10月から特徴)	合　計	所得段階別割合
第1段階	4,204	1,311	357	5,872	13.32%
第2段階	2,837	172	131	3,140	7.12%
第3段階	2,335	62	66	2,463	5.59%
第4段階	4,561	552	90	5,203	11.80%
第5段階	6,884	53	54	6,991	15.86%
第6段階	6,171	352	84	6,607	14.99%
第7段階	6,738	390	64	7,192	16.32%
第8段階	2,890	329	33	3,252	7.38%
第9段階	1,246	157	24	1,427	3.24%
第10段階	527	84	5	616	1.40%
第11段階	259	52	3	314	0.71%
第12段階	143	40	2	185	0.42%
第13段階	102	28	5	135	0.31%
第14段階	89	26	1	116	0.26%
第15段階	445	110	7	562	1.28%
合　計	39,431	3,718	926	44,075	100.00%
賦 課 額	2,746,220,600	230,153,700	特徴・普徴 それぞれに計上	2,976,374,300	

③介護保険料（第１号保険料）調定額の推移

（単位：円）

年　度	最終調定額			前年度対比
	特別徴収	普通徴収	合　計	
令和 2年度	2,760,942,800	322,828,100	3,083,770,900	－
令和 3年度	2,646,487,900	297,234,600	2,943,722,500	95.5%
令和 4年度	2,690,239,500	283,855,200	2,974,094,700	101.0%
令和 5年度	2,710,916,600	295,428,200	3,006,344,800	101.1%
令和 6年度	2,636,240,000	290,403,700	2,926,643,700	97.3%

５０．後期高齢者医療保険料

①税率・税額

区　分	所得割率 ％	均等割 円	限度額 万円
令和２・３年度	8.54	43,200	64
令和４・５年度	8.54	43,200	66
令和６・７年度	8.84	45,600	80

②減額措置

（単位：件、円）

区　分		旧被扶養者以外			被扶養者
		均等割額			均等割額
減額割合		7割	5割	2割	5割
令和4年度	件数	8,761	2,816	2,866	169
	軽減額	264,932,640	60,825,600	24,762,240	3,650,400
令和5年度	件数	9,093	3,182	3,028	189
	軽減額	274,972,320	68,731,200	26,161,920	4,082,400
令和6年度	件数	9,302	3,442	3,302	194
	軽減額	296,919,840	78,477,600	30,114,240	4,423,200

※令和2年度までは均等割額8.5割や8割、7.75割軽減がありました。

③令和７年度賦課状況（当初）

（単位：人、円）

区　分	特別徴収	普通徴収	合　計
被保険者数	21,118 併徴者（内2,185人）	2,308	23,426
賦 課 額	1,164,855,900	674,696,400	1,839,552,300

④後期高齢者医療保険料の調定額の推移

（単位:円）

年　度	最　終　調　定　額			前年度対比
	特別徴収	普通徴収	合　計	
令和２年度	833,549,500	513,337,500	1,346,887,000	―
令和３年度	876,400,200	517,482,500	1,393,882,700	103.5%
令和４年度	911,004,400	568,766,500	1,479,770,900	106.2%
令和５年度	957,556,100	589,113,000	1,546,669,100	104.5%
令和６年度	1,048,941,700	678,479,200	1,727,420,900	111.7%

５１．入湯税

（単位：人、円）

年　度	施設利用者数	課税者数	一人あたりの税額	税　額
令和２年度	188,991	5,636	50	281,800
令和３年度	188,992	6,592	50	329,600
令和４年度	200,340	7,661	50	383,050
令和５年度	219,142	7,725	50	386,250
令和６年度	227,423	8,075	50	403,750

（参考）対象施設　天然温泉「小山思川温泉」
　　　　　　　　　ビジネスホテル「スーパーホテル小山」

５２．たばこ税

（単位:本・円）

年　度	区　分		税率（円/1,000本）	課税標準数量（内訳）	課税標準数量	税　額
令和２年度	製造たばこ	～令和2年9月30日	5,692	210,060,473	221,269,571	1,228,403,294
		令和2年10月1日～	6,122			
	手持品	旧3級品	1,692	7,200		
		製造たばこ[※1]	430	11,201,898		
令和３年度	製造たばこ	～令和3年9月30日	6,122	210,579,795	221,679,104	1,322,595,053
		令和3年10月1日～	6,552			
	手持品	製造たばこ[※1]	430	11,099,309		
令和４年度	製造たばこ		6,552	215,312,551	215,312,551	1,403,376,524
令和５年度	製造たばこ		6,552	215,990,136	215,990,136	1,410,595,205
令和６年度	製造たばこ		6,552	212,868,776	212,868,776	1,389,015,227

[※1]平成30年度税制改正により、令和元年10月1日から旧3級品のたばこに係るたばこ税の税率が旧3級品以外の製造たばこと同率になったため、製造たばこと表記しています。